OUKA
The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	中国政治の安定性と中央・地方関係 : 圧力体系と減圧装置を中心に
Author(s)	吉岡, 孝昭
Citation	国際公共政策研究. 2009, 14(1), p. 109-126
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/8634
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

中国政治の安定性と中央・地方関係*
― 圧力体系と減圧装置を中心に ―

An Analysis of Political Stability and Central-Local Relations in China*
― Focus on Pressurized System and Pressure-reducing Devices ―

吉岡孝昭**

Takaaki YOSHIOKA**

Abstract

In this paper, the author attempts to verify the stability of Chinese politics under a "pressurized system."

Given that Chinese politics has become a union of three actors (the Communist Party, the government and the army), it is part of the pressurized system created by these three elements. China's political power is formed by this trinity, and central-local relations in Chinese politics consequently are subject to this same system.

There are considerable problems with Chinese politics. This is because the various differences in terms of regional economics, education, social security, etc. have expanded to the interior of the country, although China has maintained its stance of socialist equality since the economic liberalization reforms.

Not only do the central authorities of China strengthen the pressurized system, but various pressure-reducing devices are also built in to boost China's political stability.

These central authorities skillfully maintain governance of the Chinese people under a pressurized system by using pressure-reducing devices, although there have been instances of sudden riots by farmers and minorities.

The author found that the role of the pressure-reducing devices (e.g., high economic growth, more equal transfers of fiscal resources, improvements to the social security system) are important constants for Chinese political stability.

キーワード：中国政治、政治的安定性、圧力体系、減圧装置、中央-地方関係

Keywords：Chinese Politics, Political Stability, Pressurized System, Pressure-reducing Device, Central-Local Relation

---

* 本稿作成にあたり、毛里和子教授、伊東孝之教授、唐亮教授、片木淳教授（以上早稲田大学）、柳田辰雄教授（東京大学）から有益なご教示を受けたことを記して同教授に謝意を表したい。なお、含まれる誤謬の一切の責任が著者にあることはいうまでもない。また本稿の内容・意見等は、筆者個人に属するものであり、所属組織の見解ではない。

** 世界平和研究所主任研究員、早稲田大学アジア研究機構客員研究員

1．はじめに

中国四川省成都市の都心部に佇むと、10数年前は、暗く淀んだ国営企業が運営する、汚く、サービスの「サ」の字も感じさせない「有名」料理店や商店ばかりの無味乾燥な街が、今では、様相を大きく変容させ、世界の大都市を思わせるほどの繁華街の喧騒、林立するビル群、伊勢丹、イトーヨーカドーやカルフール等の商業施設、ヒルトン、ホリデーイン等の高級ホテルチェーンなど、正に資本主義と見紛う程の都心部の状況である。

しかもその街の中では、10数年前の人民服・自転車など単一色に近い街の色は、カラフルな衣服を纏った若者が近隣のデパートで買い物や娯楽に勤しむ色に変化し、その変色が中国の変容の速さを象徴している。「赤い資本主義」などと言われることもあるが、既に共産主義の赤いイメージは殆んどなく、むしろ、カラフルな赤い衣服や、洒落た店並みの、「資本主義の赤」が目につく。

しかし、成都市の目抜き通りを錦江飯店から真直ぐ北上するとその突き当たりは、毛沢東の像が市政府の前に林立する高層ビルの間で、今なお中国政治の圧力体系のアンカーとして君臨している。また郷愁を誘う薄汚い古い町並みは、政府の命令一つで、土地収用がなされ、昼夜突貫工事を経て、近代的なビル群が突如出現するなど、半年離れると別の街に迷い込んだ錯覚を覚える。さらに成都市には大軍区の存在のためか、軍服で闊歩する軍人を目にするが、日本とは異なる軍の影響も身近に感じる。その時、正に中国政治を特徴付ける「党・国家・軍」の三位一体[1]の関係と、空間性を持った中央・地方関係という圧力体系を実感し、これら全てが中国なのだと沈思する。

また、四川省は、西部大開発による西部地域の開発の中心であり、発展の遅れた西部地域開発へのシンボリックな役割も果たしている。この中で、成都市は、四川省の省都としての顔と地級市政府の顔を併せ持つほか、発展の果実を得ようと必死である成都市内の区政府を包含している。また、少し市外に出た時、農村問題を抱える県、郷・鎮等各級地方政府のほか、チベット自治区に隣接する特殊な関係等、多様な地方問題が存在し、その都度、中央・地方関係を通じた、中国政治の安定性について思いを馳せることになるのである。

中国政治の安定性に関する先行研究をみると、日中欧米で様々な研究が行われてきたが、今なお百家争鳴の状況にある。

そこで、本稿では、栄敬本ほか（1998）の提唱する民主合作型（Democratic system）の移行の必要性という観点ではなく、吉岡（2008a,b）で、中国財政も圧力体系（2008a）にあり、減圧装置としてナショナル・ミニマム構築の必要性（2008b）を論じてきた流れを受けて、上記先行研究に依然として不足する、中国政治を特徴付ける「党・国家・軍」の三位一体の関係と、空間性を持った中央・地方関係という圧力体系の中に、様々な安定化メカニズムが上手く機能している実態の解明を行いたい。

そこでは、中国政治が、「圧力体系」[2]で、地方に各種問題を抱えているにもかかわらず、何故暴

1）毛里和子（2004）『新版現代中国政治』名古屋大学出版会、pp.25.参照。
2）栄敬本ほか（1998）『从圧力型体制向民主合作体制的転変 ― 県郷両級政治体制改革』中央編訳出版社参照。

発しないのか、というこの単純でかつ大きな疑問に手掛かりを得るためにも、中国政治は如何なる圧力体系なのか、その中で、中国政治には、安定化に向けた如何なる減圧メカニズム等があり、暴発を抑えているのか、との問いに、中国の中央・地方関係の分析を通じ考察していきたい。

本稿の構成は以下のとおりである。まず、２の「党・国家・軍の三位一体と圧力体系・減圧装置」では、中国の党・国家（行政、立法、司法）・軍の三位一体の枠組みの中で、３アクター（党・国家・軍）の整理を行う。そこでは、中国政治は圧力体系である、との論点について考察するほか、圧力体系と減圧装置とを関連させながら安定化メカニズムについても併せ論じていく。その後、３の「地域行政機構と民族・農村地域」では、新中国建国後、基本的な揺らぎのない党・国家・軍の三位一体を「圧力体系の扇の要」と捉えると、経済格差、都市と農村の問題等大きく変容した空間性を持った中央・地方関係の重要性は増しているので、この点に焦点を当てて整理する。その際、地方行政機構について概説した後、重要な問題を内包する民族地域自治制度や、農村問題の現状を整理し、問題点や課題を多角的に論じる。最後に「おわりに」では、本稿の一応の結論とともに、本稿の分析から導かれる政策的インプリケーションを述べる。

２．党・国家・軍の三位一体と圧力体系・減圧装置

現代中国の政治分析を行うに当たっては、最も重要なアクターで、スーパー・パワーである共産党の分析抜きには成り立たないほか、党・国家・軍の３アクター各々を、相互関係を含め理解せずに分析しても多くの成果を望めない。このため、以下ではこうした観点から３アクターを整理する。

（図表１）中国共産党のピラミッド構造概略図（2007年10月現在）

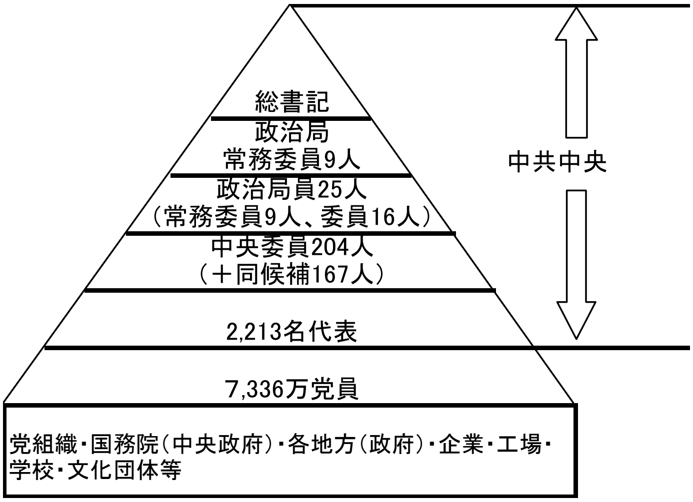

（注）代表、委員の数等は、17回大会開催時。
（資料）21世紀中国総研編（2008）、稲垣（2002）pp.25等により作成。

２.１：中国共産党

憲法上「中国は共産党が指導する」[3] と規定され、中国共産党は、一党独裁体制の頂点に君臨し、中国の国家組織の上部概念として存在[4] している（図表１）。

組織構造から見ると、中国共産党はピラミッド構造をしていて、中国のあらゆる組織に、共産党の支部や出先機関を配置[5] するなど、組織運営上も圧力体系そのものである。

中国共産党員は、2007年10月末現在で、7,336万人と発表[6] されている。同時期中国の総人口は13億2,129万人であるので、対人口比は5.6％と、20人に１人の割合で、党員が存在し統治を行っている。「一党独裁」を国是とする中国では、実質的には共産党員のみが政治に参加できる圧力体系である[7]。

また、中国共産党は、５年に１回、全国代表大会を開催し、重要事項の審議、党規約の改正、中央委員会報告、中央委員選出を行う。その全国代表大会の決議は中央委員会が執り行い、中央委員会は、年一回、中央委員会総会[8] を開き、重要政策方針を確認する。この中央委員の中でも、政治局員による政治局会議の権威は絶大で、人事を含め中国の重要事項は、同会議で決定されるなど、政治局会議は中国政治の人事権の源であり、圧力体系の中枢の一つである（図表２）。

（図表２）中国共産党の組織図（2007年10月現在）

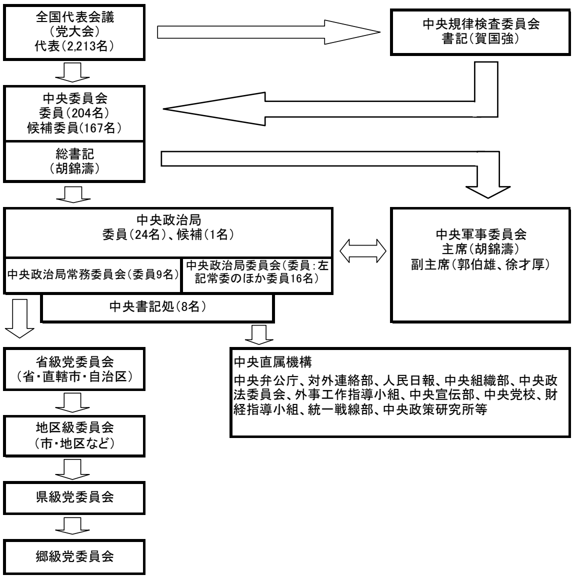

（資料）21世紀中国総研編(2008)、稲垣(2002)pp27等により作成

3）中華人民共和国憲法序言。
4）稲垣清（2002）『図解中国のしくみ』中経出版。
5）例えば、大学にも共産党の機関があり、書記・副書記等が校長・副校長以外に設置されている。
6）人民日報2007年7月9日。
7）「党員は党組織に服従し、少数は多数に服従し、下級組織は上級組織に服従し、全党各組織と全党員は党の全国代表大会と中央委員会に服従する」中国共産党章程第二章「党の組織制度」。
8）中央委員会総会は「中全会」、第10期の３回目の中央委員会総会は「第10期３中全会」と略称される。

さらに、中国では、中央軍事委員会という軍事組織が、中央委員会から、政治局とは別に、かつ対等な組織として選出されるなど、党の中で政治と軍事は対等な関係にある。しかし一方では、国務院（内閣に相当）の中に国防部という組織があり、軍（人民解放軍）はその指導も受けるので、人民解放軍は、共産党の軍隊であり、中国政府の軍隊でもあるという奇妙な位置づけにある。いずれにしても、資本主義国家の軍隊の多くが、内閣等の下部組織で、シビリアン・コントロールが効いていることを勘案すると、中国の軍組織は全く異なり、「党・国家・軍」の三位一体として圧力体系[9]を形成している。

こうした中で、党が一番注意しているのは、党員以外が団結し、党に反抗することである。そのため、党員を中心とした強い圧力体系を構築・強化する一方で、内部爆発しないような減圧装置等安定化メカニズムが不可欠となるのである。

こうした観点から、中国政治に組込まれた減圧装置の一端をみると以下のとおりである。

第一は、思想を通じた減圧装置である。すなわち、新中国建国当初、「共産党を支持する思想教育」の徹底を目的とし、党はあらゆる組織に支部や出先機関を配置した。そこでは、党は、毛沢東への権力集中[10]や毛沢東思想の徹底[11]という圧力体系を構築・強化する一方で、共産主義の高い理想を「イデオロギーの活気づける効果」[12]として活用し、減圧装置として機能させた。しかし、1992年以降は、「社会主義市場経済」[13]という概念が広まった結果、共産主義思想の徹底教育より、共産党に反対しないことの教育へと重点を移し、共産主義思想自体に対する厳しい締め付けは、経済成長が最大の減圧装置である中では、徐々に色褪せている。しかし、こうした締め付けの緩和も減圧装置[14]と考えることも出来、また緩いとはいえ依然として堅持している共産主義思想はこれまで同様、圧力体系とともに減圧装置の役割をも担っていると理解すべきである。

第二は、陳情制度という減圧装置である。すなわち、陳情制度は、党が構築した圧力体系のピラ

9）党総書記兼中央軍事委員会主席がシビリアン・コントロールしている。21世紀中国総研編（2008）『中国情報ハンドブック[2008年版]』蒼蒼社、pp.281。

10）1943年3月、政治局は毛沢東を政治局と書記処の主席に選出するとともに、書記処会議では「主席が最終的決定権を有することが確認された」とした。中共中央文献研究室編逢先知主編（1993）『毛沢東年譜：1893～1949（中巻）』pp.618。

11）1941年1月、国民党軍が安徽省南部の中共軍を攻撃した皖南事変によって国共関係は極度に悪化し、国民党は中共への軍事的・経済的封鎖を強化した。これに対し、中共は政治指導に対する「下から」の合意を取り付ける一方で、党・政府・軍・民衆団体の一体化と中央による指導の貫徹および「毛沢東思想」による党内イデオロギー的統一を図った（整風運動)。田中仁（2002）『1930年代中国政治史研究－中国共産党の危機と再生－』勁草書房、pp.238。

12）Michael G.Roskin(1997), *Political Science An Introduction*, Prentice Hall Inc,pp.162～164.,マイケルGロスキンほか、小倉武一監修、大戸元長ほか訳（1999）『アメリカ政治学教程』農文協参照。ベトナムでベトコン（南ベトナム民族解放戦線）や北ベトナム人が、良く装備されていた南ベトナム人に勝利したことや、イラン国王の屈服と熱狂的な政治宗教的革命家たちによる国王との交替を例にあげ、「イデオロギーの活気づける効果」を指摘（pp.164）した。また、イデオロギーは、事物が現在あるよりも、一層良くなる可能性があるという信念から始まるとした（pp.162）。

13）中華人民共和国憲法第15条。

14）毛沢東は、「レーニンの理念を、さらなる後進国へ適用したが、一中略一全然適用しなかった」とした。Michael G.Roskin (1997), *Political Science An Introduction*, Prentice Hall Inc,pp.162～164.,マイケルGロスキンほか、小倉武一監修、大戸元長ほか訳（1999）『アメリカ政治学教程』農文協、pp.163。

15）中国商務省は、2004年10月～2005年9月に年間500億ドルを持って地方党幹部が外国へ脱出したと発表した（新民晩報2005年10月22日）。内訳は、①中国銀行ハルピン河松街支行の前高山行長は10億元を持ち出しカナダへ逃亡、②中国建設銀行前行長張恩緊は2005年3月数億元の不正融資と100万ドルの収賄容疑で離職等。

16）「失地農民の悲劇突然土地奪われる」（読売新聞2005年2月8日）。浙江省で農民が何の保障もなくいきなり土地の立退きを通告され暴動化。地方政府による山狩りの後、暴徒化農民の土地が収用された事件。

ミッド構造のヒエラルヒーの中で、党中央を人民から遠方に位置付け神聖化させることによって、地方政府による身近な不正等は中央が処分・解決してくれるとの強い信頼のうえに減圧装置として機能することを期待されている。例えば、地方政府の汚職[15]や、土地収用に絡む国家権力の乱用[16]等、国民に身近な地方政府の行動は「悪」（横暴等）として位置づけられるが、メディア等の情報コントロールを通じ、そのアンチテーゼとして、あるいは最後の希望の拠り所として、中央は「正」（清廉潔白さ等）としての信頼を勝ち取り、北京等で見られる陳情を減圧装置として機能させている。「中央への信頼」なしに陳情制度は成立しない。この関係を論じたものに、社会科学院農村発展研究所の于建嵘（2009）[17]の研究がある。この研究では北京に陳情にきた農民の当初の「中央への信頼」は極めて高い一方で、身近な下級の地方政府への信頼は極めて低い（図表３）。ただ、北京に着いて１週間もすれば、一気にその信頼が崩壊していく（図表４）。このように「中央への信頼」などというものは、形作られるのには長い年月が必要だが、崩壊するときは一瞬であるという厳しい現実も表わしている。

（図表３）中国各級政府の農民の信頼感アンケート　　単位：%

問題	非常に高い	比較的高い	普通	比較的低い	非常に低い	不明	回答なし
党中央国務院	37.6	11.9	22.6	6.8	8.2	8.5	4.4
省委省政府	1.8	22.8	15.6	12.8	33.9	7.6	5.5
市委市政府	0.4	4.1	17.5	12.2	53.2	8.1	4.5
県委県政府	1.4	0.3	3.3	13.6	66.5	9.3	5.6
郷党委郷政府	0	0.7	2.1	3.8	76.1	12.1	5.2

（注）アンケート対象者632名
（資料）于建嵘（2009）pp.3により作成。

（図表４）陳情者に対する中央の態度アンケート　　単位：%

問題	北京に到着時		北京滞在１週間後	
	はい	いいえ	はい	いいえ
中央は心から農民の訪問を歓迎している	94.6	5.4	39.3	60.7
中央は農民の訪問を恐れている	7.1	92.9	58.9	41.1
中央は陳情者に仕返しをする	1.8	98.2	44.7	55.3

（注）初めて北京へ陳情のため上京した農民56名
（資料）于建嵘（2009）pp.3により作成。

17）于建嵘（2009）『中国信訪制度的困難和出路』。
18）中華人民共和国憲法第86条。

２．２：国家機関（行政・立法・司法）

2.2.1：国務院（行政）

中国の国務院は日本の内閣に相当し、その長は総理で、その下に、副総理、国務委員が配置されている[18]。国務院の役割は、主として、①法律に基づいて行政措置を行うこと、②全国人民代表大会に議案を提出すること、③各部と各委員会を指導すること、④経済計画と予算を編成し、執行すること等がある。なお、国務院は、中国の立法府である全国人民代表大会に責任を負っている[19]というのが憲法上の位置づけである[20]。

しかし、国務院は、憲法上、国家の最高行政機関[21]であるが、上述のとおり共産党の統治機構がオーバーラップしているので、中国政府の権力・行政構造を複雑にしている。しかしこの複雑さは、「党・国家・軍」の三位一体の圧力体系という枠組みで考えれば、何も驚くに当たらない。正にこの渾然一体となった圧力体系こそが中国政治なのである。

2.2.2：全国人民代表大会（立法）

中国の全国人民代表大会（以下「全人代」という。）は１院制で、憲法上は国家機構の最高権力機関[22]ということになっている。全人代の仕事は、憲法を含む法律の制定、国家主席・国務院総理の選出、国家経済計画と予算の承認などである[23]。

全人代メンバー[24]は、各省・直轄市・自治区の代表、軍の代表から構成されている。全人民の代表との位置付けにあるので、少数民族や非共産党員も含まれるが、実質は、約70％が共産党員[25]であるので、全人代での結論と共産党大会での結論が相違しないよう巧妙に設計され圧力体系の一翼を成している（図表５）。

19）中華人民共和国憲法第89条。

20）日本の官庁の省に相当するものが「部」と「委員会」。各々の長が日本の大臣に相当（中華人民共和国国務院組織法第８条）。中国の省は、極めて詳細な縦割りで、かつては40もの部と委員会があったが、行政の効率化の観点から、1998年の全国人民代表大会で、29の部と委員会に再編され、更に５年後の2003年の全人代では、「国家経済貿易委員会」と「対外貿易経済合作部」が合併し「商務部」となった（従来、対外貿易と直接投資の窓口が複数あり、外部の利用者の利便性向上を企図し、WTO加盟に合せて一本化）。現在は28の部と委員会とからなっている。

21）中華人民共和国憲法第85条。

22）中華人民共和国憲法第57条。

23）中華人民共和国憲法第62条。

24）全人代メンバー数は３千人弱。任期は５年、新中国建国以来、11期の人民代表が選ばれている。代表大会は１年１回春に、北京の人民大会堂で開催される。

25）許崇徳主編（2006）『中国憲法（第三版）』中国人民大学出版、pp.112～113。

（図表５）全国人民代表大会のメンバー構成表　　　単位：人、％

	第六届 全国人民代表大会 （1983～1987）		第七届 全国人民代表大会 （1988～1992）		第八届 全国人民代表大会 （1993～1997）		第九届 全国人民代表大会 （1998～2002）		第十届 全国人民代表大会 （2003～2007）	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
農民・労働者	791	26.6	684	23.0	612	20.6	563	18.9	551	18.5
知識人	701	23.5	697	23.5	649	21.8	628	21.1	631	21.1
幹部	636	21.4	733	24.7	841	28.2	988	33.2	968	32.4
人民解放軍	267	9.0	267	9.0	267	9.0	268	9.0	268	9.0
民主党派・無党派愛国者	543	18.2	540	18.2	572	19.2	460	15.4	480	16.1
華僑	40	1.3	49	1.6	36	1.2	37	1.2	38	1.3
台湾同胞	13	0.4	n.a.	n.a.	-	-	-	-	-	-
香港特別行政区代表	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	35	1.2	36	1.2
マカオ特別行政区代表	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	12	0.4
少数民族	n.a.	n.a.	445	15.0	439	14.7	428	14.4	n.a.	n.a.
女性	n.a.	n.a.	634	21.3	626	21.0	650	21.8	n.a.	n.a.
無党派	n.a.	n.a.	984	33.1	941	31.6		0.0	n.a.	n.a.
中共党員	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	2,130	71.5	2,178	73.0
代表総数	2,978	100.0	2,970	100.0	2,977	100.0	2,979	100.0	2,984	100.0

（資料）許崇徳主編（2006）pp.112～113等より作成。

全人代のテレビ中継時には、民族衣装を着用した少数民族の代表にスポットが当てられ、如何にも全民族代表の平等な会合との巧妙な演出がなされているのとは裏腹のものである。

つまり、「表」（全人代のテレビ中継）では融和・平等を演出し、一方「裏」（実質は、約70％が共産党員）では、磐石な権力のグリップを握っているのが現実である。

とはいえ、中央は、少数民族に対する全人代メンバー人選には相応の配慮を行っているのも事実であり、国家目標が「革命と政治統合」から、「建設と経済成長」へと大きく変化しても、民族領域では、①民族平等、②区域自治、③統一戦線の三大政策を根本に据え、この諸原則によって周縁に住む人々の間に「われわれ意識」を作り出し、新政権の帰属意識、一定の信頼感醸成に成功[26)]させるなど、減圧化を通じ暴発回避に細心の注意を払っている。

また議案は共産党か国務院から提出[27)]される。全人代自体に「議案」提出権はなく[28)]、議案や予算の否決権もないと言われてきた[29)]。しかし、近年の自由化の影響もあって、人事案件や検察の汚

26）毛里和子（1998）『周縁からの中国――民族問題と国家』東京大学出版会、pp.293。
27）中華人民共和国憲法第89条。
28）中華人民共和国憲法第62条。
29）共産党や国務院から提出された「議案」をそのまま満場一致で可決するだけの「ゴム印会議」などと揶揄されていた。唐亮（2001）では、毛沢東時代の人民代表大会は、民主主義の「飾り物」、「ゴム印のイエスマン」から、「擬似議会制民主主義の発展」として、「民意機関」、実質的な「権力機関」へと脱皮しつつあると積極的に評価した。唐亮（2001）「擬似議会制民主主義の発展」『変貌する中国政治―漸進路線と民主化』第６章、pp.191～228。

職摘発[30] 等で一定の反対票が投じられ始めたのは最近の変化点である。これは、民主主義的減圧装置として限定的とは言え、徐々に機能し始めたとみることも出来よう。

2.2.3：司法

中国の司法は、一定の独立性を有するものの、日米欧等の先進各国の立法・司法・行政の３権分立構造とは程遠い状況にある。中国では、司法は全人代の下に位置づけられ、中国共産党の指導下にあるという構造になっている[31]。

裁判所は、「人民法院」、検察庁は「人民検察院」であり、組織的には、裁判所なら、最高人民法院、高級人民法院、中級人民法院、とランクがある[32]。しかし、これらは、各々の共産党組織に対応しているだけで、日米欧のように裁判の上訴に対応したものではない。実際、中国の裁判制度は２審制[33] を採用しているにも拘わらず、２回裁判を行っても判決が覆ることはないと言われているほか、場合によっては、１回目の裁判で刑が確定し執行される場合すらあるなど、事実上の「１審制」である。しかも、死刑[34] 執行は公開で行われることもあり、刑罰には「見せしめ」的要素が色濃く残っているなど、圧力体系そのものである。

また、中国は「法治国家」ではなく「人治国家」であるとよく言われる。正に、裁量政治・ご都合主義による政治を許し、汚職と腐敗の温床や、地方政府のエゴを擁護・助長[35] している面があることは否めない。このため、近年では、中国が国際社会の仲間入りをするために「法治国家」を目指し、減圧装置としての役割も期待して体制整備[36] に努めている。

２.３：人民解放軍

人民解放軍は、そもそも、革命のために、中国共産党が組織したものであるので、革命後の現在その位置づけが複雑で曖昧なものになっているのは否めない。これは、人民解放軍[37] を統帥する「国家中央軍事委員会」と「共産党中央軍事委員会」のメンバーは同じで、同じ組織に２つの看板をかけた形になっていることがその証左である。

軍隊の規模は、2007年の推定値で、約220万人[38] と膨大で、大軍区、省級軍区[39] がある。中国は、先進国と比較して大きな組織になっている軍事部門（非生産部門）の整理・縮小は一つの課題であるが、この組織こそが共産党の一党独裁を支えている大きな支柱でかつ、重要な権力基盤で、圧力体系の要の役割を果たしている。このため、軍の改革は、政治的に命取りとなる可能性もあり極めて難しい。

30）人事案件では共産党内の路線の対立が投票行動にも現れるケースが散見されつつあるほか、検察の汚職摘発に関する報告では、取り締まり強化を促す反対票が多くなっている。
31）中華人民共和国憲法第128条。
32）中華人民共和国人民法院組織法第2条。
33）中華人民共和国人民法院組織法第12条。
34）中華人民共和国刑法第48～51条。
35）従来の裁判官や検察官は、法律の専門家ではなく、共産党が任命する「役人」で、公正な裁判が期待出来ないほか、特に地方では、極めていい加減な裁判が今なお続き、地方政府のエゴを擁護・助長している面があると言われている。
36）中国の近代化に裁判制度の整備が急務と考える指導者は少なくない。政府は司法試験制度立ち上げ（中華人民共和国律師法第５～６条）や、各級の検察院は「反汚職・収賄工作院」を設立するなど、司法改革の兆しが見え始めている。
37）人民解放軍は「総参謀部」（作戦指揮、軍事訓練、装備計画）、「総政治部」（軍内部での政治思想教育、共産党の出先機関）、「総後援部」（兵站部門）、「総装備部」（兵器・装備の配備）の総部がある。
38）内訳は陸軍が約160万人と世界最大。防衛省（2008）『平成20年版日本の防衛―防衛白書―』ぎょうせい、pp.49。
39）人民解放軍は、北京、瀋陽、南京、済南、広州、成都、蘭州の7大軍区と、その下に26省級軍区がある。

３．地方行政機構と民族・農村地域

３.１：中央と多層な地方行政システム

（図表６）中国の政府組織図（2007年末現在）

中央政府		
地方政府		
省級政府		32
	直轄市	4
	省	23
	自治区	5
地級政府（憲法では規定されず）		333
	地級市	283
県級政府		2,859
	県	1,463
	県級市	368
	市轄区	856
郷・鎮政府		40,813
	鎮	19,249
	郷	13,928
	街道	6,434

（資料）中国統計年鑑、中国情報ハンドブック2008年版等により作成

中国の現行の行政区画は、憲法上、基本的に省、県、郷という三段階制[40]である。まず、①全国には省、自治区、直轄市が置かれている。②省、自治区、直轄市には市、地区、自治州（盟）、県（自治県）が置かれている[41]。なお、自治区、自治州、自治県はいずれも民族自治区域である。③県、自治県には郷（民族郷）、鎮が置かれている。その郷・鎮[42]の下は村がある（図表６）[43]。

中国の政治メカニズムは、原則として、上位の政府が１つ下位の政府を指導することとなっており、組織図の頂点に位置する中央政府は、各省級政府が全体として良好に運営されているかを管理・監督する立場にあるなど、ここでも圧力体系のピラミッド構造を形作っている。

３.２：民族地域

中国は漢民族が90％を占め、残り10％は55の少数民族からなる多民族国家である。

北京オリンピックでのチベット騒動や2009年のウルムチで起きた新疆ウィグル暴動等の状況を鑑みれば、チベットやウィグル等での民族対立は穏やかではなく、勢い、中国政府も民族問題の扱いには慎重にならざるをえない。

40）中華人民共和国憲法第31条。
41）直轄市と比較的大きな市には区、県が置かれ、自治州には県、自治県、市が置かれている。
42）「鎮」は県政庁所在地もしくは農村部の中で比較的商工業の発達した町、「郷」は農村集落との意味。
43）現在の設置状況をみると、全国に23の省（台湾省＜中国では台湾を「台湾省」と位置付けている＞を含む）、５つの自治区（内蒙古自治区、新疆ウイグル自治区、広西チワン族自治区、寧夏回族自治区、チベット自治区）、４つの直轄市（北京市、上海市、天津市、重慶市）、２つの特別行政区（香港特別行政区と澳門＜マカオ＞特別別行政区）がある。

こうした状況下、各民族の「平等」、「団結」、「助け合い」[44]の実現は、中国政府が民族間の問題を処理するにあたっての基本原則である。この原則に基づいて、中国では民族地域自治制度が運営されている[45]（図表７）。

（図表７）民族自治地方行政区（2004年現在）

地方政府	行政区
省レベル	新疆ウイグル自治区（ウイグル族） 内蒙古自治区（蒙古族） 広西チワン族自治区（チワン族） チベット自治区（チベット族） 寧夏回族自治区（回族）
地級レベル	延辺朝鮮族自治州（朝鮮族、吉林省）など77
県レベル	孟村回族自治県（回族、河北省）など699
郷レベル	ハルピン市紅旗満族郷（満州族、黒龍江省）など8,727

（資料）中国民族統計年鑑2005年等により作成。

民族自治地方の自治機構[46]は、自治区、自治州、自治県（旗）の人民代表大会と人民政府から構成されている。各自治区、自治州、自治県（旗）の人民代表大会常務委員会の主任あるいは副主任、および自治区主席、自治州州長、自治県県長は、いずれも地域自治を実施している民族の公民が担当することになっている。また、少数民族には、漢民族と同等の権利が与えられ[47]、人民代表大会にも少数民族の枠が確保されている[48]。

ただ、自ずと制約を設け、自治区の行政府の長官には各民族出身者が就くものの、共産党の書記は漢民族[49]が就き、監視の目を緩めていない（図表８）。

（図表８）自治区指導者の民族状況（2008年現在）

	中国共産党委員会 書記	人民代表大会常務委員会 主任	人民政府 主席
チベット自治区	張慶黎（漢民族）	チベット族	シャンバ・プンツォ（チベット族）
新疆ウイグル自治区	王楽泉（漢民族）	ウイグル族	ヌゥアル・バイクォリ（ウイグル族）
内蒙古自治区	儲波（漢民族）	漢民族	巴特爾（モンゴル族）＜代＞
寧夏回族自治区	陳建国（漢民族）	漢民族	王正偉（回族）
広西チワン族自治区	郭声琨（漢民族）	漢民族	馬飈（チワン族）

（注）中国共産党委員会書記・人民政府主席は、2008年5月末現在、その他は、2008年3月現在。
（資料）中国情報ハンドブック2008年版、佐々木智弘編（2009）等により作成。

44）中華人民共和国憲法第４条。
45）1984年の第６回全国人民代表大会第２回会議で採択された「民族区域自治法」は、民族地域自治で実施されている基本的法律を具体的に保障したものである。
46）民族自治地方の自治機構は、同級の地方政府機関の職権を行使するほか、国の統一指導の下で、広い範囲の自治権を享受し、地元の民族の政治、経済、文化の特徴に基づいて、自治条例と単独条例を制定し、民族文化の発展・繁栄に努め、自己民族内部の地方事務を管理することになっている。
47）中華人民共和国憲法第33条。
48）中華人民共和国憲法第59条。
49）胡錦濤主席は、以前、チベット自治区の共産党書記として君臨していた。

また自治を認めているのは、飽くまで、ナショナル・ミニマムや民族文化関連事務[50)] であって、共産党に対峙するような政治的な活動等は当然認めていない。要は、政治的に一線を踏み越えなければ、中央政府は地元の経済・文化の発展を促すため、かなりの自治を認め、物資両面で民族自治地方に積極的な支援を表明するなど、「飴と鞭」的な管理がなされている。

また、国は一般の大学、民族大学（学院)、民族幹部学校を通して、中央政府に適合する少数民族の幹部と専門技術者の育成にも力を入れている。新疆ウイグル自治区を訪れた際の話では、「民族語で教育する学校はあるが、自分は子供の将来のことを考えると中国語で教育を行う学校に子弟を通わせる」と明言するウィグル人もいるなど、政府方針のみだけでなく、現地のウイグル人の中にも現状を受け入れる環境が醸成されている面もあるように思われた。

さらに、民族問題に付随するものとして宗教の問題が背後に存在する。中国では、文革前は、憲法で信仰の自由を保障していたが、文革期には事実上信仰の自由がなくなったと言われている。ところが、文革以降は再び宗教活動の自由が復活し、少数民族が多数存在する分、その宗教の数も多い[51)]。ただ、中国政府は、表向きは宗教の自由は保障[52)] しているものの、宗教の影に隠れての共産党批判は断固阻止するというのが基本的立場である[53)]。

この間、漢民族が中央から流入し少数民族人比率は低下している[54)] 事実も地域にはある。

いずれにしても、中国が建国後まもなく膨大なエネルギーを費やして「部族」、エスニック・グループを「民族」に昇格させたのは、行政的必要性のほか、新中国の同じメンバーであるという人民意識をもたせる政治的要請があった可能性を思い起こせば、「民族創生」を通じたプロセスは、多民族国家中国における「上からの国民形成」にとって欠くことのできないものであった[55)]。それだけに、中央政府の、自治権の拡大や、分離・自決権など、政治権力の分有をめぐる中央権力との矛盾[56)] の解決を通じた少数民族への対応には、細心の注意と配慮を払っていることが見て取れよう。

３.３：農村地域

改革開放政策実施以降の中国は、社会主義の平等理念を掲げ続ける[57)] ものの、現実には地域経済格差、教育格差、社会保障格差等、各種格差が拡大している。歴史的に形成されたものもあれば、国や政府が遂行した社会政策に起因するものもある。

こうした各種格差問題の根本には、都市と農村の問題が凝縮されていると言える。しかも、本来格差平準化を目的とした財政政策も力不足で、農村部の経済格差等を通じた財政力の格差も大きく、これが更なる地域経済格差を誘発する負の連鎖に陥っており、農村問題を抜きにして中国の問題は

50）中央が認めている主なものは、①民族自治地方に属する財政収入の自主的に手配・使用、②地方的性格の建設事業の自主的案配・管理、③地元の教育、科学、文化、医療・衛生、スポーツなどの事業の自主的管理、④民族の文化遺産を保護・整理などである。
51）漢民族は、仏教、プロテスタント、カトリック、道教（漢民族から生まれた民間宗教）などを信仰し、ウイグル、カザフ、キルギス、ウズベク族は、主にイスラム教を信仰している。
52）中華人民共和国憲法第36条。
53）宗教には、現状の不満、批判等と表裏一体のケース（例：法輪功等）があるので、共産党の対応はその都度注目されている。
54）井沢元彦（2006）は、一部陰謀説に立ち民族浄化作戦と指摘。井沢元彦（2006）『そして中国の崩壊が始まる』飛鳥新社。
55）毛里和子（1998）『周縁からの中国——民族問題と国家』東京大学出版会、pp.293。
56）毛里和子（1998）『周縁からの中国——民族問題と国家』東京大学出版会、pp.295。
57）中華人民共和国憲法第１条。

語れない。更に、農村から都市への移動に当たっては中国特有の戸籍等の問題が横たわり、経済等各種格差の固定化問題も生じている。

そこで、以下では都市と農村の問題に焦点を当てて政治的安定性について論じていく。

3.3.1：拡大する所得格差の現状

国家統計局家計調査によれば、1978年、所得配分の不平等度を表すジニ係数[58]は、都市住民で0.16、農村住民で0.21と、極めて小さかったが、その後、経済格差や分配政策などの変化によって都市と農村における階層間の所得格差が急速に拡大し、2005年時点で、中国のジニ係数は、国際警戒ライン[59]の0.40を超え、既に0.45に達している[60]。

また、総人口の20％を占める最貧困層が所得・消費額に占める割合はわずか4.7％にすぎない一方で、総人口の20％に当たる富裕層は所得・消費額の50％を占めるなど、深刻な状況にある。

改革開放元年といわれる1978年から2006年までの30年弱の状況（図表９）をみると、農村住民の

（図表９）農村住民と都市住民の１人当たり年間所得格差（元、倍）

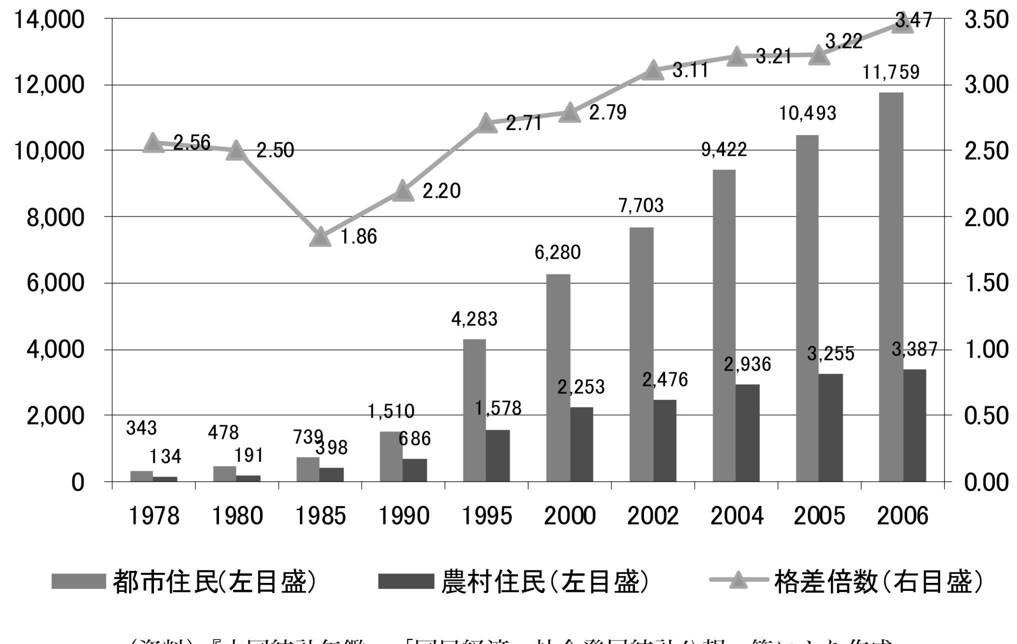

（資料）『中国統計年鑑』、「国民経済・社会発展統計公報」等により作成。

58）ジニ係数（Gini Coefficient）とは、一国の経済の中で家計所得分配において不平等の度合いを示す指標のこと。例えば、「０」は完全に平等、「１」は完全に不平等であることを示す。通常は0.25から0.60の間の値をとる。一般に、0.35前後で比較的平等な分配、0.3以下で非常に平等な分配を示し、逆に0.4を越えればやや不平等、0.5以上では著しく不平等な分配にあるとされる。

59）国際労働機関（ILO）統計によれば、1990年代、ジニ係数が高い上位10カ国は、アフリカのシエラレオネ0.629、南米のブラジル0.601、北米のグアテマラ0.596、南アフリカ0.593、南米のパラグアイ0.591とコロンビア0.572、中米のパナマ0.571、アフリカのジンバブエ0.568、南米のチリ0.565、アフリカのギニアビサオ0.562であった。

60）2005年12月16日、国連開発計画（UNDP）が発表した「2005年中国人間開発報告書」によれば、2002年の中国のジニ係数はすでに0.40を超え、0.45に達している（0.46に近づいている）。もしジニ係数は引き続き拡大すれば、中国社会の安定は大きく脅かされるだろうという厳重な警告を発した。China Human Development Report 2005, Chapter II, The State of Equity in China: Income and Wealth Distribution ,http://www.undp.org.cn/downloads/nhdr2005/06chapter2.pdf、pp.30～31。

１人当たり純収入は、1978年の134元から2006年には3,387元に達するなど、物的な豊かさで測った農民の生活水準は確かに向上した。しかし一方、都市住民の１人当たり可処分収入は同時期に343元から11,759元に著増している。この結果、農村住民の１人当たり純収入と都市住民の１人当たり可処分収入を比較すると、その差は1978年時点の2.56倍から2006年時点には3.47倍へと拡大[61]し、都市と農村の所得格差は更に拡大している。

また経済格差は、都市と農村との二項対立だけではなく、都市住民間・農村住民間にも地域格差が存在する。

（図表10）2007年地域別農村・都市住民の1人当たり生活消費支出額（元、%）

地域	農村生活消費支出（元／年）			都市生活消費支出（元／年）			都市／農村
	金額	全国=100	最下位(貴州省)=100の場合の指数	金額	全国=100	最下位(青海省)=100の場合の指数	
全国	3,224	100	168	9,998	100	133	3.10
北京	6,399	198	334	15,330	153	204	2.40
天津	3,538	110	185	12,029	120	160	3.40
河北	2,787	86	146	8,235	82	110	2.96
山西	2,995	93	156	7,811	78	104	2.61
内モンゴル	3,256	101	170	9,282	93	124	2.85
遼寧	3,368	104	176	9,430	94	126	2.80
吉林	3,065	95	160	8,560	86	114	2.79
黒龍江	3,117	97	163	7,519	75	100	2.41
上海	8,845	274	462	17,255	173	230	1.95
江蘇	4,786	148	250	10,715	107	143	2.24
浙江	6,802	211	355	14,091	141	188	2.07
安徽	2,754	85	144	8,532	85	114	3.10
福建	4,054	126	212	11,055	111	147	2.73
江西	2,995	93	156	7,811	78	104	2.61
山東	4,054	126	212	11,055	111	147	2.73
河南	2,676	83	140	7,827	78	104	2.92
湖北	3,090	96	161	8,701	87	116	2.82
湖南	3,377	105	176	8,991	90	120	2.66
広東	4,202	130	220	14,337	143	191	3.41
広西	2,748	85	144	8,151	82	109	2.97
海南	3,377	105	176	8,991	90	120	2.66
重慶	2,527	78	132	9,890	99	132	3.91
四川	2,747	85	144	8,692	87	116	3.16
貴州	1,914	59	100	7,759	78	103	4.05
雲南	2,637	82	138	7,922	79	105	3.00
チベット	2,218	69	116	7,532	75	100	3.40
陝西	2,560	79	134	8,427	84	112	3.29
甘粛	2,017	63	105	7,876	79	105	3.90
青海	2,447	76	128	7,512	75	100	3.07
寧夏	2,529	78	132	7,817	78	104	3.09
新疆	2,351	73	123	7,874	79	105	3.35

（資料）中国統計摘要2008年版等により作成。

61）本統計の解釈に当たっての留意点は主として２つ。すなわち、一つは、農村住民の１人当たり純収入は、収入総額から生産コストを差し引いたものであって、その中から、税・負担金の納入や、翌期の農業生産資材等の購入費用を捻出する必要。一方都市住民の１人当たり可処分収入は、既に所得税と社会保険料等が控除され、自由に利用できる可処分所得である。第２は、都市住民は、医療、年金、住宅、教育など様々な給付が制度的に保障されている一方で、農村住民は殆んど自助努力でこれらの問題に対応する必要。このように統計数字の実態を勘案すると、都市と農村の所得格差は、数字以上に大きいことは明らか。

所得ベースでは、個人所得の捕捉漏れのほか、所得統計の比較上のズレが生じるため、より実態を表すものとして2007年の生活消費支出ベースで地域別に比較（図表10）してみると、格差の分布や程度等の大きさが明らかであろう。例えば、農村では、全国トップの上海市と最下位の貴州省との間に4.62倍の開きがあり、都市部でも、全国トップの上海市と最下位の青海省との間に2.30倍の開きがある。しかも、農村・都市別では、全国トップの上海市（都市部）と最下位の貴州省（農村部）との間に9.02倍の開きがあり、問題の根深さを垣間見ることが出来よう。

このことは、1994年５月、北京に省長や市長が集まり、地域経済格差に関する会議が開かれた際、その席上、国務院が中・西部地域への更なる経済援助を要請すると、経済の発展した広東省長はこれを拒否した象徴的な事件が発生した。省長によると「広東北部の貧困に窮する県では、未だに衣食もままならない状況が続いており、これらの県を救済するのが先決である」というのが言い分であった[62]。

3.3.2：諸格差を固定させる圧力体系としての戸籍問題

中国では、戸籍は独特の意味を持ち、これを原因として様々な問題を惹起している面も少なくない。1961年に戸籍制度が強化されて以来、戸籍がなければ、食糧の配給や教育も受けられない[63]ばかりか、戸籍には農村戸籍と都市戸籍があり、農村から都市への移動は、特に厳格に制限されるなど、圧力体系を成し、格差固定化の元凶の一つにもなっている。

しかし、改革開放政策によって、経済特区[64]が建設されると戸籍管理の状況が少し変化した。中国は経済特区の外資を梃子に工業化推進を企図、工場運営には労働力が不可欠なため、経済特区では、数年の期限付きで農村住民が都市戸籍を得ること（都市で働くこと）が可能となった。その後も、職や富を求めて都市に働きにくる農民は後を絶たず、また企業側の需要もあって、経済特区以外の北京や上海でも、合法・非合法の農村労働者が増加するなど、中国のある種の曖昧さが減圧装置として機能している一例でもある。彼らは「農民工」と呼ばれ、その中には「暫定都市戸籍」を取得している者もいるが、非合法で流動している者も多い。ある意味、既に都市部の経済は、農村からの労働者なしでは成り立たないけれども、一方では彼らに対する教育、社会保障の問題等で様々な問題が発生しているほか、米国発の世界同時不況に伴い、これらの農民工の失業が増大し、2009年の春節に故郷に戻り、職がないため都市に戻れず、地方逗留者が増加する事例も見られるなど、中国の今後の課題の一つである。

４．おわりに

以上を取り纏め、本稿で明らかとなった論点について以下論じていく。

中国政治は、憲法上「中国は共産党が指導する」と規定され、中国共産党は、中国の国家組織の

62）ウィリー・ラム著,中嶋嶺雄監訳（1998）『中国政治経済分析:新世紀への展望』東京、丸善、pp.535、Lam, Willy Wo-Lap（1995）*“China after Deng Xiaoping : the power struggle in Beijing since Tiananmen”* Singapore,John Wiley。

63）人口抑制のための「一人っ子政策」への違反金を支払いたくないため、貧しい農民たちは、２人目以降の子供が産まれても戸籍を入れない人（盲民）が、少なくとも１億人以上いるといわれている。井沢元彦（2006）『そして中国の崩壊が始まる』飛鳥新社。

64）経済特区とは、外資に特典を与えて誘致する地域で、都市部の郊外に建設された工業地域のこと。

上部概念として存在している中、憲法上、①国務院は、国家の最高行政機関であるが、共産党の統治機構がオーバーラップしているほか、②全人代も、国家機構の最高権力機関ということになっているが、１院制で全人代に議案提出権等もなく、実質は、約70%が共産党員であるので、全人代での結論と共産党大会での結論が相違しないよう巧妙に設計されている。また、③中国の司法は、全人代の下に位置づけられ、中国共産党の指導下にあり、３権分立構造には程遠い。さらに、④中国共産党の中で政治と軍事は対等な関係にある一方で、国務院の中に国防部という組織があり、軍はその指導も受けるので、人民解放軍は、共産党の軍隊であり、中国政府の軍隊でもあるという奇妙な位置づけにあるなど、正に、中国政治は、「党・国家・軍」の三位一体の圧力体系のそのものであることを確認した。

一方、新中国建国後、基本的な揺らぎがない上記三位一体の圧力体系の下で、上位の政府が一つ下位の政府を指導するという圧力体系にある中央・地方関係には、多くの複雑な問題が生じていた。すなわち、改革開放政策以降の中国は、社会主義の平等理念を掲げ続けているが、現実には、地域経済格差、教育格差、社会保障格差等、各種格差があり、その格差が拡大している。その各種格差問題の根本には、都市と農村の問題が凝縮され、人口移動を制限する中国の戸籍等の問題が横たわり、経済をはじめとする各種の格差が固定してしまうという問題が生じている。しかも、中国では、財政移転支出が有効に機能していないこと等も手伝って、農村部の経済格差を通じた財政力の格差も大きく、これが更なる地域経済格差拡大に繋がる負の連鎖に陥っており、これら格差問題の円滑な対応を抜きにして中国の政治的安定性の問題は語れない。

そこで、中央は、こうした問題に対し、圧力体系を強固にするのみならず、様々な減圧装置を組み込み政治的安定化に注力している。例えば、①圧力装置から減圧装置化（1992年以降現在では、共産主義思想の徹底→共産党に反対しない教育の徹底等）や、②限定的ではあるが民主主義的減圧行動（人事案件や検察の汚職摘発等で一定の反対票等)、③圧力体系の減圧化（地方政府は「悪」、中央の「正」との演出を試み、陳情制度により減圧化)、④農民・少数民族等暴発の可能性の高い『民衆』への懐柔と相対化（少数民族の広い範囲の自治権付与、少数民族に対する全人代メンバー人選配慮、融和・平等を演出、「民族創生」を通じた「われわれ意識」の造出、漢民族流入による少数民族人比率の低下等）など、圧力の緩和に腐心している。

特に少数民族等暴発の可能性の高い『民衆』に対しては、人事面で、制約を課し、自治区の行政府の長官には各民族出身者が就くものの、共産党の書記は漢民族が就き、監視の目を緩めないなど、政治的に一線を踏み越えなければ、かなりの自治を認め、中央政府は地元の経済・文化の発展を促すため、物資両面で民族自治地方に積極的な支援を表明するなど、「飴と鞭」的な管理がなされている。一方現地のウイグル人の側にも現実を受け入れる動きがあることもみてきた。

いずれにしても、政治的安定のために、格差社会の進展等の問題には、なんとか歯止めをかけなければならないことは明らかであろう。中国政治の安定化のためには、高い経済成長率や、公正・公平で有効な財政移転制度の整備、さらには、公平で身の丈にあった社会保障の整備・充実等減圧

装置の役割が一段と重要になっている。

参　考　文　献

井沢元彦（2006）『そして中国の崩壊が始まる』飛鳥新社.

稲垣清（2002）『図解中国のしくみ』中経出版.

ウィリー・ラム著,中嶋嶺雄監訳（1998）『中国政治経済分析 : 新世紀への展望』東京、丸善. Lam Willy Wo-Lap（1995）“*China after Deng Xiaoping : the power struggle in Beijing since Tiananmen*” Singapore,John Wiley。

佐々木智弘編（2009）『現代中国の政治的安定』アジア経済研究所.

田中仁（2002）『1930年代中国政治史研究―中国共産党の危機と再生―』勁草書房.

唐亮（2001）「擬似議会制民主主義の発展」『変貌する中国政治―漸進路線と民主化』第６章、pp.191～228.

21世紀中国総研編（2008）『中国情報ハンドブック[2008年版]』蒼蒼社.

防衛省（2008）『平成20年版日本の防衛―防衛白書―』ぎょうせい.

毛里和子（1998）『周縁からの中国――民族問題と国家』東京大学出版会.

毛里和子（1999）「改革開放期の中央・地方関係分析のために」毛里和子編『中国の中央・地方関係』日本国際問題研究所（調書）、３月.

毛里和子編（2000）『現代中国の構造変動１　大国中国への視座』東京大学出版会.

毛里和子（2004）『新版現代中国政治』名古屋大学出版会.

毛里和子編『現代中国論①毛沢東時代の中国』日本国際問題研究所.

吉岡孝昭（2008a）「中国における財政制度と中央・地方関係に関する分析」『国際公共政策研究』第12巻第２号.

吉岡孝昭（2008b）「中国における社会保障制度と中央・地方関係に関する分析」『国際公共政策研究』第13巻第１号.

中共中央文献研究室編逢先知主編（1993）『毛沢東年譜：1893～1949（中巻）』.

于建嶸（2009）『中国信訪制度的困難和出路』.

許崇徳主編（2006）『中国憲法（第三版）』中国人民大学出版.

栄敬本ほか（1998）『从圧力型体制向民主合作体制的転変 ― 県郷両級政治体制改革』中央編訳出版社.

Anthony Downs（1957）, *An Economic Theory of Democracy*, New York,Harper & Row.

Michael G.Roskin（1997）, *Political Science An Introduction*, Prentice Hall Inc., マイケルGロスキンほか、小倉武一監修、大戸元長ほか訳（1999）『アメリカ政治学教程』農文協.

UNDP（2005）, *China Human Development Report 2005*, Chapter Ⅱ, The State of Equity in China: Income and Wealth Distribution, http://www.undp.org.cn/downloads/nhdr2005/06chapter2.pdf. 国連開

発計画（2005）「2005年中国人間開発報告書」12月16日.
新聞等：人民日報、新民晩報、読売新聞.
統計等：中国統計摘要、中国統計年鑑、中国民族統計年鑑2005年、国民経済・社会発展統計公報等.